

金五百万円である。

才出においては総務管理費では職員の人件費と諸経費で四百七十五万五千円、事業費のうち加美平地区が九千七百九千円、委員の報酬、公社への委託料一千万円、区画整理内の未舗装道路の補修工事費及び原材料料費で六十万円、補償費で八千六百万円、これは四十六年度公社において施行する2・2・7号線の青梅線立体交差のための家屋移転三十五棟分と工作物である。多摩河原地区として六千七十一万八千円、これは委員の報酬等の外公社への事業委託五千万円、補償費一千万円、都道一六六号関係における家屋移転三棟分と工作物の補償費で、その外権利者所有の土地借料等が含まれている。諸支出金では武蔵野台換地精算交付金として権利者に支払う分を五百万円計上した。

以上のような説明があり、次いで質疑に入り、多摩河原事業における五日市線立体交差は八月末国鉄に委託するが保安等の関係で七千万円ぐらいになると思う。武蔵野台の換地精算徴収状

況は分割納入で順調であるが、一件十六万円ほどが残っている。加美平地区の現道補修についてはまだ七割近く未補装であり、極力整備していきたい。2・2・2号、2・2・7号の完成に伴う維持管理の面からできるだけ都道として引きとってもらうよう折衝していきたい。——このような答弁があり、次いで本案について採決いたしましたところ全会一致で原案とおり可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしくご審議のうえ当委員会の決定とおりご可決くださるようお願いいたします。報告いたします。

議長（石川信義君） 以上で委員会の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上で質疑は終わります。

議長（石川信義君） 二番加藤清一君

二番（加藤清一君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案オ二一五号については討論を

省略し、委員会報告とあり決定されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おほかりいたします。ただいま加藤清一君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第二十一号昭和四十六年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計予算は委員会審査報告とあり可決をいたしました。

議長（石川信義君） 次に日程第八議案第二十二号昭和四十六年度福生市と畜場会計予算を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。建設委員長岩田博君

（建設委員長岩田博君登壇）

福生市議会

建設委員長（岩田博君） ご指名がありましたので、ただいま議題となり

ました議案第二十二号昭和四十六年度福生市と畜場会計予算について当委員会における審査の経過及び結果につきまして報告申し上げます。

まず冒頭に経済課長より本予算案の内容説明をおめ、才入に

おいては前年度より六百八十八万一千円の減となっているが、その主たる原因は近年と殺頭数も漸減の傾向にあり、事業収入を前年度実績の九〇％と見込み、さうに従来より予算計上していた

と畜検査手数料を才計外予算であるため廃止したこと等が原因である。

支出においては臨時職員の整理等で前年度より減となっている外は前年とありの内容であり、と場内整備費として五十五万円ほど計上した。—— というような説明があり、若干の質疑応答がなされた後、採決いたしましたところ全員一致で原案とあり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしくご審議のうえ当委員会の決定とありご可決くださるようお願いいたします。報告いたします。

議長(石川信義君) 以上で委員会の審査報告は終了しました。
これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑は終了します。

議長(石川信義君) 二番加藤清一君

二番(加藤清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案オ二十三号については討論を省略し、委員会報告により決定されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま加藤清一君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案オ二十三号昭和四十六年度福生市と畜場会計予算は委員会審

査報告により可決をいたしました。

議長(石川信義君) 次に日程オ九議案オ二十三号昭和四十六年度福生市水道事業会計予算を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。厚生委員長杉本皆雄君

(厚生委員長杉本皆雄君登壇)

厚生委員長(杉本皆雄君) 議案オ二十三号昭和四十六年度福生市水道事業会計予算、本案審査について概要説明を申し上げます。

本案の審議に先立ち担当課長の説明を求めました。

それによると、この予算はオ四期拡張事業のオ四年目にあたり一元化問題が進みつつある中で、これらの状況を骨子としてオ三浄水場の上屋を延期し、配水管の整備を計画した。それと将来のオ二浄水場の廃止を考え若干の配水計画をした。政策面では生活保護世帯の水道料基本料金免除二百世帯の措置な

どで、終始一元化まで健全財政でいけるよう、經常、經費の節減をはかった。人件費等についても効率的に運用し、前年度に比較して四十万円増の二％に押えた。予算別の内訳については業務の予定量と前年度に比較して給水戸数六百五十六戸、年間供給水量九・五％増など、収益的収入及び支出においては水道料金十二％増、受託費として二・二、七号線の桜林、二・二、一栄通り延長の水道管移設の受託工事費、不用品の売却、広告料の収入に対する支出として人件費、動力費、業務上の集金、硯針、電算機委託などのほか営業外の起債の支払利息、収入にあける街路二路線の受託工事費などにより収支若干の残である。資本的収入及び支出においてオ四期拡張事業の經費で収入として企業債、工事負担金で、支出としてオ四期拡張事業の配水管工事として四十六年度施行予定の十二カ所について図面により示された。そのほか起債元金の償還金で、この収入額に対する支出額の不足三千五万余円は当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てんするものであるとの説明があり、質疑に入り、



多摩河原区画整理地区の水道管布設は四十五年度において横断個所と都立福生高校が完了、一元化の進む中でおぼろしい予算であるが四十七年から四十八年で幹線道路分は完全施行の予定である。未収金四十七万七千円は一般会計のごとく五月までの出納閉鎖期間がなく三月三十一日で閉めたものである。消火栓は地上に立上っているものが操作しやすく便利であるが經費はどのくらいかかるかについては、歩道のある道路でないと設置できず道路により限定される。消火栓は市内に二百八十一カ所あり消防団で維持管理している。消火栓の設置は原則として百五十三ミリ以上の管となっているが、それ以下でも設置している。百五十三ミリ管でも消防車二台が限界である。鉄道の下を通す場合はほとんど既設の穴を使用しているが、新設の場合は二、五メートルぐらいの深さである。多摩河原の水道施設の総經費は三億五千万円ぐらいになる。——などの質疑があり、当委員会としては原則を可決すべきものと決定した次であります。何とぞご審議のうえご可決くださるようお願いいたしまして報告いたします。

どうもお聞き苦しい声で申しわけございませんでした。

議長(石川信義君) 以上で委員会の審査報告は終了しました。

これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑は終了します。

議長(石川信義君) 二番加藤清一君

二番(加藤清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案オ二十三号については討論を省略し、委員会報告とあり決定されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま加藤清一君から

所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案オ二十三



号昭和四十六年度福生市水道事業会計予算は委員会審査報告とあり可決をいたしました。

議長(石川信義君) 次に日程オ十議案オ二十四号昭和四十六年度福生市公共用地会計予算を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。総務委員長末次性男君

(総務委員長末次性男君登壇)

総務委員長(末次性男君) 昭和四十六年度福生市公共用地会計予算、本案の審査について概要説明を申し上げます。

本案の審議について担当課長に説明を求めました。

その内容は、福生都市計画街路築造基金を廃止し、土地開発基金の運用により、その利益、利子とこの公共用地会計予算に入れてさらに他会計に繰り出すもので、基金がある以上、中間的手続の処理をするために必要なものである。実際上はそれほどの収益はないと思うが、かりに一万円で買った土地を一般会計に

五年後に売り渡した場合に三万円ないし四万円の収益が出る。この場合に、ここに一人入れ、それをどこに入れるか決める手続上の処理である。昭和四十五年度の利子としては二十万円ぐらいだろうと思う。その他の事務費を才出において科目を設けたものである。——との説明があり、当委員会としては原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞご審議のうえご可決くださるようお願いいたしまして報告いたします。

議長(石川信義君) 以上で委員会の審査報告は終了しました。

これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑は終了します。

議長(石川信義君) 二番加藤清一君

二番(加藤清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案ヲ二十四号については討論を省略し、委員会報告とあり決定されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま加藤清一君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案ヲ二十四号昭和四十六年度福生市公共用地会計予算は委員会審査報告とあり可決をいたしました。

議長(石川信義君) 次に市道路線の関係議案を一括いたします。

日程ヲ十一議案ヲ二十二号から日程ヲ十三議案ヲ二十八号までの市道路線の変更、廃止、認定についてを一括議題いたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委

員長から報告を願います。建設委員長 岩田博君

(建設委員長 岩田博君 登壇)

建設委員長(岩田博君) ご指名がありましたのでたいま一提案となりました議案オ二十六、二十七、二十八号の市道路線の変更、廃止、認定の三案について建設委員会における審査の経過及び結果について簡単に報告申し上げます。

昌頭に建設課長より三案の説明をおめ、議案オ二十六号は市道三三五号線、清岩院正門前西側から中福生に抜ける道路で、この関係者は木村源次さんですがすぐに昭和十三年頃一メートル八十から三メートル六十に付け替えてある道路であり、ここで変更しようとするものである。

議案オ二十七号の廃止は加美平及び武蔵野台の区画整理が終了し、公社から引き継ぎを受けた八十九路線について廃道しようとするものである。

議案オ二十八号は将来都道となる二・二・二、二・二・七、二・二・三号の一部と一、三、一の全線を除く七十六路線を認定しようとする

もので、廃止路線と認定路線の延長は変わらないが、面積において廃止路線が六万八千五百平米、認定路線が十三万六千四百平米となり幅員が広くなったことになる。

以上のような説明があり、別に質疑もなく採決いたしましたところ市道路線の変更、廃止、認定の三案はそれぞれ原案とあり可決すべきものと決定した次であります。

よろしくご審議のうえ当委員会の報告とありご決定くださるようお願いいたします。

議長(石川信義君) 以上で委員会の審査報告は終わりました。これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑は終わります。

議長(石川信義君) 二番加藤清一君

二番(加藤清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案オ二十六、二十七、二十八号については討論を省略し、委員会報告とあり決定されんこ

とを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま加藤清一君から所定の賛成者を得て、本案はいずれも討論を省略し、委員会審査報告とあり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案オ三十八号から議案オ三十八号までの市道路線の変更、廃止、認定については委員会審査報告とあり可決いたしました。

議長(石川信義君) 次に日程オ十四陳情オ十四号収益事業(競輪)の開催権の付与団体加入に関する陳情オ十四号収益事業(競輪)の開催権の付与団体加入に関する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので委員

長から報告を願います。総務委員長末次性男君

(総務委員長末次性男君登壇)

。総務委員長(末次性男君) 補足して審査の概要を申しあげます。

地方自治体の人口急増に伴い財政需要は増加するばかりで諸般の事業を推進せしめるのに、これが財源の確保に懸命となるはいずれも同じで、本件、稲城町の陳情も競輪開催権を獲得し道路整備等に充たい趣旨のものであります。本市においては永い期間の努力が結果として今日に至っている次第で、ことに開催権の予定地は立川競輪場であつて陳情の場所とは異なり筋違いでもあり、当委員会としても慎重な検討をし、理事者に対しても関係七市の動向、都の考え方等も聴取するにいずれも消極的であり、都議会も不採択の決定を下したとのこと判明いたしましたので、福生のみが好意を寄せても結論は明白であり、その事情については同情も寄せられますが、現状加入は不可能であり、不本意ながら不採択とすべきであると当委員会は決定した次第であります。

よろしくご検討のうえ委員会の決定にご賛同されますようお願い

いたしまして報告いたします。

議長(石川信義君) 以上で委員会の審査報告は終了しました。
これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑は終了します。

おはかりいたします。陳情第十四号に対する委員会報告は不採択と決定であります。本件は委員会報告とあり決するに「異議ございませう」か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって陳情第十四号は委員会審査報告とあり不採択と決定をいたしました。

議長(石川信義君) 暫時休憩いたします。

午前十一時三十九分 休憩

午後一時一分 開議

福生市議会

議長(石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十五議案第十九号福生市議会事務局設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。十二番末次性男君

(十二番末次性男君登壇)

十二番(末次性男君) ただいま議題となっております。議案第十九号福生市議会事務局設置条例の一部を改正する条例について提案者と代表して私から提案理由の説明をいたします。

従来、一定期間を交替して配員されておりました運転手を今後は議会専属として配員したいとするに伴い、現行三条の職員の職名に無理を生じますので、これを廃して、地方自治法上で明記されている身分名である事務局長、書記、その他の職員の用語を用い、四条で職員の職務内容を簡略化しようとするもので、職名については別途新たに職名規程を設けようとの趣旨で本改正案を提出した次

わであります。
なお、申しおくれましたが、附則にもありますように本改正案は本

